

役員等報酬規程

社会福祉法人こどものいえ

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こどものいえ定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬は、定款第8条の規定に基づき、無報酬とする。

(役員報酬)

第3条 第21条の規定に基づき、平成30年6月23日に開催した定時評議員会の議決により、無報酬とする。

付 則

この要領は平成30年6月23日より施行する。